

※用紙の都合上、発行部数を少なくしていますので、周りの方にもお知らせください。

平成28年8月10日 発行
＜編集と発行＞
西原村役場 企画商工課
TEL: 279-3111
〒861-2402
西原村大字小森3259

◎ 熊本地震から100日！

【熊本地震犠牲者慰霊祭】

7月24日、熊本地震から100日の節目に、熊本地震犠牲者慰霊祭が村民体育館で行われました。

西原村では5名の方々が犠牲となり、遺族や地域住民約200名が参列し、犠牲となられた方々を悼むとともに、一日も早い復興を誓いました。

日置村長が追悼のことばを述べた後、献花、遺族を代表して園田久美代さんが別れのことばと供に復興に向けての誓いを述べられました。



【仮設住宅でフラワーイベントを開催（復興支援）】

“花でつなぐ、地域の力、”

7月31日、仮設団地の北側の広場において、仮設住宅にお住まいの方々に「笑顔」にしたいと八ヶ岳グリーンネットワークから寄贈された花や生協や県外の団体から頂いた支援物資の配布がありました。また、商工会員・消防署員他有志の方々がカレーが振舞われました。

今後、新しい生活の中で、隣近所助け合いながら、また、励まし合いながら一歩ずつ復興に向けて頑張らしましょう！



無料法律相談会の開催について

熊本地震で被災された方に対し、下記の日時に弁護士が壊れたアパートの契約の問題、近隣の方とのトラブル、住宅ローン等について、無料で法律相談を受け付けます。ぜひお気軽にご利用ください。

○日時：平成28年8月11日(木)から毎週木曜日(※11日、18日、25日) 午前10時～午後4時

※25日については、日程が変更になる可能性があります。9月以降も毎週木曜日に開催予定です。

○場所：西原村役場駐車場 法テラス巡回相談車内（西原村生涯学習センター「山河の館」横）

※相談時間はお一人様20～30分程度です。ご予約は不要ですが、お待ちいただくことがあります。

熊本地震による国民健康保険・後期高齢者医療 一部負担金の還付申請について

下記の一部負担金の免除要件に該当する方で、すでに一部負担金を支払われた方は申請を行うことにより、支払った額の還付を受けることができます。該当されます方は、役場住民課でお手続きをお願いします。

【免除要件】

- ①住家の全壊・半壊、又はこれに準ずる被災をされた方
- ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ④主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

【必要書類】

- 熊本地震一部負担金等還付申請書
- 別紙 受診医療機関明細
- 医療機関等で一部負担金を支払った領収証(領収証は、個人、医療機関、診療月ごとに分けてください)
- 被災したことを証明する書類(り災証明書等)
- 被保険者証
- 印かん
- 国民健康保険被保険者:世帯主の口座番号のわかるもの、
後期高齢者医療被保険者:ご本人の口座番号のわかるもの

【受付開始】平成28年8月15日(月) ※土日祝日を除く。午前9時～正午まで、午後1時～4時30分まで

【受付場所】役場駐車場(正面)プレハブ

※今回医療費還付の対象とならないもの

- ・平成28年4月14日地震発生時刻前に受診された分の医療費
- ・入院時の食事、部屋代
- ・はりきゅう、あんま、マッサージ、整骨院等の受診費用
- ・その他、保険診療外費用

【お問合せ先】西原村役場 住民課 健康保険係 TEL279-4389

(注)社会保険(協会・健保)、その他の健康保険組合に加入している方は、役場では医療費還付ができませんので、直接、加入中の保険者へお尋ねください。

国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険 一部負担金の免除証明書の交付について

現在、次の①から④に該当される方は医療機関・介護サービス事業所等の窓口で申告いただくと窓口負担が猶予(免除)されますが、この取扱期間は平成28年9月末までとなっております。平成28年10月以降、猶予(免除)を受けるためには一部負担金の免除証明書が必要となりますので該当される方は、役場住民課でお手続きをお願いします。

【免除要件】

- ①住家の全壊・半壊、又はこれに準ずる被災をされた方
- ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ④主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

【必要書類】

- 熊本地震一部負担金等免除申請書、り災証明書等、被保険者証、印かん
- ※②から④に該当される方は必要事項が確認できるもの

【受付開始】平成28年8月15日(月) ※土日祝日を除く。午前9時～正午まで、午後1時～4時30分まで

【受付場所】役場駐車場(正面)プレハブ

※国民健康保険被保険者・介護サービスを利用されている方で免除要件①に該当されます方は、9月末までに免除証明書を送付いたしますので申請の必要はありません。

熊本震災後の「こころの健康相談」について

現在、西原村のすべての方を対象に災害派遣精神医療チームによる「こころの相談窓口」を開設しています。震災後、お子さんの様子でお悩みの方や心身の不調・不安が続いている方など相談を希望される方は、ぜひご利用ください。

【日時】毎週水・金曜日、午前9時～午後4時

【場所】西原村役場 1F 住民相談室

<お問い合わせ先>住民課保健師 TEL279-4389